

津幡町火入れに関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月12日

石川県津幡町長 矢田 富郎

#### 津幡町規則第9号

##### 津幡町火入れに関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津幡町火入れに関する条例（昭和59年津幡町条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書)

第2条 条例第2条第1項の規定による申請を行おうとするときは、火入許可申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に2通提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し

(許可書)

第3条 条例第4条第1項の規定による許可の通知は、火入許可書（様式第2号）による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

火 入 許 可 申 請 書

		年 月 日
(宛先) 津幡町長		
申請者 住 所 氏 名		
次のように火入れを行いたいので許可されたく「津幡町火入れに関する条例」第2条第1項の規定により申請します。		
火 入 地	所 在 地	
	所 有 者 (管理者)	
	地 種 区 分	保安林 ( )、普通林、原野、その他 ( )
	所 有 区 分	国有地 ( )、公有地 ( )、私有地 ( )
	面 積	総面積                      ヘクタール
火 入 れ 期 間		年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)
火 入 れ 目 的		1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良
火 入 れ 方 法		
防 火 体 制	火入従事者	人
	防 火 帯	延長                      メートル、幅員                      メートル
	器 具	
火 入 責 任 者		
備 考		(添付書類 通)

- (注) 1 保安林の( )の中には保安林種を記入、 2 その他の( )には土地現況を記入、  
3 所有区分の( )には、所有形態の細分（部分林、集落有林、社寺有林等）を記入

様式第2号（第3条関係）

火 入 許 可 証

許可番号		号	年	月	日
申請人		様			
		津幡町長			
		月 日に申請のあつた火入れは、下記のとおり許可する。			
火 入 場 所					
面 積	総面積	ヘクタール			
目 的					
期 間	年	月	日～	年	月 日（ 日間）
火 入 責 任 者					
指 示 事 項					
備 考					